

指名競争入札の予定価格の事前公表に関する取扱い要領に係る運用方針

1 (趣旨)

「指名競争入札の予定価格の事前公表に関する取扱い要領」に基づき、入札執行前に予定価格を公表するにあたり、その運用を定めるものとする。

2 (公表等の方法)

登別市建設工事執行規則(平成3年規則第13号)第7条に基づく指名競争入札(見積合わせ)通知書、別記様式第2号中、最低制限価格の次に予定価格の事項を加え予定価格を公表する。

なお、同通知に係る現場説明の方法については、現場説明書の閲覧及び配布又は、現場説明会の別を表示し通知するものとする。

3 (その他)

公表した内容に関する問い合わせの取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 公表した予定価格の問い合わせは、指名競争入札(見積合わせ)通知書により公表している旨を伝えるものとする。
- (2) 公表していない事項についての問い合わせに対しては応じないものとする。

附 則

この運用方針は、平成20年4月1日から施行する。